別表第四

	(二十三)
(い)検査項目	
(ろ)検査事項	防火区画（令第百十二条第九項の規定による区画に限る。）の形成の状況
(は)検査方法	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の耐火クロスクリーンの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。
(に)判定基準	耐火クロスクリーンが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと又は音響装置が鳴動しないこと及び防火区画が適切に形成されないこと。

	(一)	(二)	(三)	(四)
(い)検査項目	ドレンチャー等			
	設置場所の周囲状況	散水ヘッド	開閉弁	排水設備
(ろ)検査事項	作動の障害となる物品の放置の状況	散水ヘッドの設置の状況	開閉弁の状況	排水の状況
(は)検査方法	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ　放水区域に放水することができる場合にあっては、放水し、排水の状況を目視により確認する。 ロ　放水区域に放水することができない場合にあっては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する。
(に)判定基準	物品が放置されていることによりドレンチャー等の作動に支障があること。	水幕を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	排水が正常に行われないこと。

	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)
機構	連動										
水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	給水装置の状況	加圧送水装置								
設置位置	目視により確認する。	目視により確認する。	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	結線接続の状況	接地の状況	ポンプ及び電動機の状況	加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	加圧送水装置用予備電源の容量の状況	圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。
煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器（火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。）											
	変形、損傷若しくは著しい腐食があること。 変形、損傷又は著しい腐食があること。		スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要量ないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	容量が不足していること。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和四十八年建設省告示第千五百六十二号第二第一号第二に掲げる場所に設けられていないこと。⑵に掲げる場所に設けられていないこと。熱感知器にあっては昭